

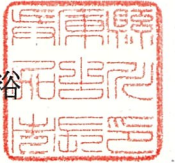


加古川市告示第227号

令和7年加古川市告示第103号の一部を次のように改正する。

令和7年6月13日

加古川市長 岡田 康裕



別紙中

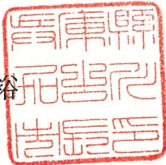
「
会長
蓬萊 昭雄
」
を
「
会長
岸本 昇
」
に改める。



加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和7年6月13日

加古川市長 岡田 康裕



① 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

		加古川駅周辺	東加古川駅周辺	宝殿駅周辺	尾上の松駅周辺	浜の宮駅周辺	別府駅周辺
令和7年6月2日	月	5台	1台	0台	0台	0台	0台
令和7年6月3日	火	3台	1台	0台	0台	0台	0台
令和7年6月4日	水	1台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年6月6日	金	4台	1台	0台	0台	0台	0台
令和7年6月7日	土	5台	0台	0台	0台	0台	0台

② 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第12条の規定による自転車等の撤去台数

令和7年6月2日	月	加古川町北在家	1台
令和7年6月2日	月	野口町野口	1台
令和7年6月6日	金	尾上町長田	1台

保管及び返還場所	加古川市放置自転車保管所 (明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地)
保管期間	この告示の日から60日間
返還日時	月曜日から日曜日（祝日、年末年始を除く）10時15分から18時
返還を受ける際に必要なもの	自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料（自転車2,000円・原動機付自転車4,000円）
返還することができない場合の措置	保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から6カ月間は売却代金を保管します。
問合せ先	加古川市放置自転車保管所（電話 079-425-5898）



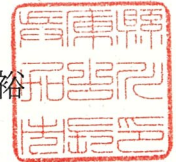
加古川市告示第229号

指定居宅介護支援事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、下記のとおり指定居宅介護支援事業者として指定を行ったため、同法第85条の規定により公示する。

令和7年6月13日

加古川市長 岡田 康裕



記

介護保険事業所番号	2872204785
事業所の名称	あたたかい手介護相談室
事業所の所在地	兵庫県加古川市加古川町本町310
事業者の名称	あたたかりんく合同会社
申請者の主たる事務所の所在地	兵庫県加古川市加古川町本町310
指定の年月日	令和7年7月1日
サービスの種類	居宅介護支援